

# 福岡県公報

平成三十年九月二十八日  
第四千三十号  
増刊  
①

## 目次

規則(第四十三号)

○福岡県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(水産振興課)……………一

告示(第八百六号)

○開発行為に関する工事の完了の告示の訂正(都市計画課)……………九

## 規則

福岡県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年九月二十八日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第四十三号

福岡県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

福岡県海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則(平成十五年福岡県規則第五十三号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第一条** この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号。以下「法」という。)第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等及び第二種特定海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(採捕の数量等の報告者)

**第三条** 法第十七条第三項の都道府県の規則で定める者(以下「採捕の数量等の報告者」という。)は、福岡県内に住所を有し、次に掲げる漁業を営む者とする。

一 定置漁業(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第三項に規定する定置漁業をいう。)

二 漁業法第六条第五項に規定する共同漁業(次号に掲げるものを除く。)

三 漁業法第六条第五項第二号に掲げる第二種共同漁業(定置網を使用するものに限る。)

四 漁業法第七条に規定する入漁権に基づく共同漁業

五 中型まさ網漁業(漁業法第六十六条第二項に規定する中型まさ網漁業をいう。)

六 小型まさ網漁業(福岡県漁業調整規則(昭和四十三年福岡県規則第六十四号。以下「漁業調整規則」という。)第七条第一号に掲げる小型まさ網漁業をいう。)

七 小ごち網漁業(漁業調整規則第七条第三号に規定する小ごち網漁業をいう。)

八 さし網漁業(漁業調整規則第七条第六号に掲げるさし網漁業をいう。)

九 小型いかつり漁業(漁業調整規則第七条第七号に規定する小型いかつり漁業をいう。)

十 敷網漁業(漁業調整規則第七条第九号に規定する敷網漁業をいう。)

十一 固定式さし網漁業(漁業調整規則第七条第十四号に規定する固定式さし網漁業をいう。)

十二 しいらづけ漁業(漁業調整規則第七条第十六号に規定するしいらづけ漁業をいう。)

十三 小型定置網漁業(漁業調整規則第七条第二十号に規定する小型定置網漁業をいう。)

十四 太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会又は日本海・九州広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業

十五 前各号に掲げるもののほか、くろまぐろを採捕する漁業

(採捕の数量等に係る知事に対する報告事項)

**第四条** 法第十七条第三項の規定による報告(以下「採捕の数量等の報告」という。)を行うときは、同項に規定する農林水産省令で定める事項のほか次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 採捕の数量等の報告者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及

び住所

二 採捕に係る漁業の免許番号及び船名又は船舶若しくは漁業の許可番号（前条第十四号に掲げる漁業にあつては承認番号、同条第十五号に掲げる漁業にあつては漁船登録番号）及び船名

三 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げ（くろまぐろの養殖用種苗の採捕については、移送用の仮生けす等に入れることをいう。以下同じ。）した日

（採捕の数量等の報告の方法）

**第五条** 採捕の数量等の報告は、次の表の第一欄に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとに、同表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる者が、それぞれ同表の第四欄に掲げる日ごとに当該日が属する月に陸揚げした当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量について、同表の第五欄に掲げる期限までに様式第一号による書面を提出してしなければならない。

一  くろまぐろ	漁獲可能量による管理の対象となる期間	第三条各号に掲げる漁業を営む者	月の末日	当該月の翌月の十日まで
二  まあじ	一月一日から十二月三十一日までの間	第三条第五号及び第十号に掲げる漁業を営む者	月の末日	当該月の翌月の十日まで
三  まいわし	一月一日から十二月三十一日までの間	第三条第五号及び第十号に掲げる漁業を営む者	月の末日	当該月の翌月の十日まで
四  まさば及びごまさば	七月一日から翌年の六月三十日までの間	第三条第五号及び第十号に掲げる漁業を営む者	月の末日	当該月の翌月の十日まで
五  するめいか	四月一日から翌年の三月三十一日までの間	第三条第九号に掲げる漁業を営む者	月の末日	当該月の翌月の十日まで

2 知事が法第八条第二項の公表をした場合における採捕の数量等の報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量による管理の対象となる一年の期間の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から三日以内に様式第一号による書面

を提出してしなければならない。

3 前項の規定による書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第七条第三項において「信書便」という。）で提出した場合における第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は算入しない。

（漁獲努力量等に係る知事に対する報告事項）

**第六条** 法第十七条第四項の規定による報告（以下「漁獲努力量等の報告」という。）を行うときは、同項に規定する農林水産省令で定める事項のほか次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- 一 知事管理努力量に係る採捕を行う者（以下「漁獲努力量等の報告者」という。）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 知事管理努力量に係る漁業の免許番号及び船名又は船舶若しくは漁業の許可番号及び船名
- 三 知事管理努力量の対象となる漁ろう作業を行った日

（漁獲努力量等の報告の方法）

**第七条** 漁獲努力量等の報告は、次の表の第一欄に掲げる第二種特定海洋生物資源ごとに、同表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる日ごとに当該日が属する旬に行われた漁ろう作業に係る知事管理努力量の対象となる漁獲努力量について、同表の第四欄に掲げる期限までに様式第二号による書面を提出してしなければならない。

一 さわら	九月一日から十二月三十一日まで	旬の末日	当該旬の次の旬の末日まで
二 まこがれい	一月一日から二月十日まで	旬の末日	当該旬の次の旬の末日まで

2 知事が法第八条第二項の公表をした場合における漁獲努力量等の報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲努力量による管理の対象となる期間の末日までの間は、当該公表に係る漁獲努力量に係る漁ろう作業終了後

の最初にいずれかの港に入港した日ごとに当該入港した日から三日以内に様式第二号による書面を提出してしなければならない。

3 前項の規定による書面を郵便又は信書便で提出した場合における漁獲努力量に係る漁ろう作業終了後最初にいずれかの港に入港した日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は算入しない。

(電子情報処理組織による報告)

**第八条** 知事は、法第十七条第三項又は第四項の規定による報告については、第五条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による書面による報告の方法に代えて、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と採捕の数量等の報告者又は漁獲努力量等の報告者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた報告は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

3 第一項の規定による報告をしようとする場合における第五条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の規定の適用については、第五条第一項及び第二項中「様式第一号による書面を提出」とあるのは「知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録」と、第七条第一項及び第二項中「様式第二号による書面を提出」とあるのは「知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の表の一の項中「十日」とあるのは、「末日」とする。

様式第1号その1 (第5条関係)

漁業を営む者が自ら第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を報告する場合

福岡県知事殿

※受付年月日	
※処理年月日	

採捕の数量等の報告書

年 月 日

住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき採捕の数量等を次のとおり報告します。

免許番号、許可番号又は承認番号	号	船名	丸
第一種特定海洋生物資源	区分	陸揚げした日	採捕の数量(kg)
くろまぐろ	小型魚 (30 kg未満)		
	大型魚 (30 kg以上)		
まあじ			
まいわし			
まさば・ごまさば			
するめいか			

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印を付した欄は記載しないこと。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

## 様式第1号その2(第5条関係)

漁業を営む者が水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく漁業協同組合(以下「漁協」という。)を代理人としてくろまぐろの採捕の数量を報告する場合

福岡県知事殿

※受付年月日	
※処理年月日	

採捕の数量等の報告書

年 月 日

組合(支所)名  
代表者氏名漁業協同組合(支所)  
印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき採捕の数量等を次の通り報告します。

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ小型魚(30kg未満)

氏名 (法人の場合は 名称)	住所	免許番号、 許可番号又は 承認番号	船名	陸揚げ した日	採捕の数量 (kg)

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ大型魚(30kg以上)

氏名 (法人の場合は 名称)	住所	免許番号、 許可番号又は 承認番号	船名	陸揚げ した日	採捕の数量 (kg)

## 〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印を付した欄は記載しないこと。
- 3 採捕の数量等の報告者である組合員が、その所属漁協に対して、採捕の数量等の報告を行うことを委任する旨を記載した書面を添付すること。

様式第1号その3(第5条関係)

漁業を営む者が漁協を代理人としてくろまぐろ以外の第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を報告する場合

福岡県知事殿

※受付年月日	
※処理年月日	

採捕の数量等の報告書

年 月 日

組合(支所)名 漁業協同組合(支所)  
代表者氏名 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき採捕の数量等を次のとおり報告します。

第一種特定海洋生物資源 ( )

氏名 (法人の場合は 名称)	住所	免許番号、 許可番号又は 承認番号	船名	陸揚げ した日	採捕の数量 (kg)

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印を付した欄は記載しないこと。
- 3 採捕の数量等の報告者である組合員が、その所属漁協に対して、採捕の数量等の報告を行うことを委任する旨を記載した書面を添付すること。

様式第 2 号その 1 (第 7 条関係)

漁業を営む者が自ら第二種特定海洋生物資源の漁獲努力量を報告する場合

福岡県知事殿

※受付年月日	
※処理年月日	

漁獲努力量等の報告書

年 月 日

住所

氏名

印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 17 条第 4 項の規定に基づき  
漁獲努力量等を次のとおり報告します。

免許番号又は許可番号	号	船名	丸
第二種特定海洋生物資源		漁獲努力量 (隻日数)	漁ろう作業を 行った日
さわら			
まこがれい			

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印を付した欄は記載しないこと。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 2 号その 2 (第 7 条関係)

漁業を営む者が漁協を代理人として第二種特定海洋生物資源の漁獲努力量を報告する場合

福岡県知事殿

※受付年月日	
※処理年月日	

漁獲努力量等の報告書

年 月 日

組合(支所)名  
代表者氏名

漁業協同組合(支所)  
印

海洋生物資源の保存および管理に関する法律第 17 条第 4 項の規定に基づき  
漁獲努力量等を次のとおり報告します。

免許番号又は許可番号	号	船名	丸
第二種特定海洋 生物資源		漁獲努力量 (隻日数)	漁ろう作業を 行った日
さわら			
まこがれい			

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印を付した欄は記載しないこと。
- 3 漁獲努力量等の報告者である組合員が、その所属漁協に対して、漁獲努力量等の報告を行うことを委任する旨を記載した書面を添付すること。

## 告示

## 福岡県告示第八百六号

開発行為に関する工事の完了（昭和五十八年六月福岡県告示第九百五十号）において、開発区域に含まれる地域の名称及び開発許可を受けた者の住所に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

平成三十年九月二十八日

福岡県知事 小川 洋

一 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字乙犬字ミカケ九六八番一、九六八番八、九七〇番一及び九七〇番

四

二 開発許可を受けた者の住所

糟屋郡篠栗町大字和田五一八番一